

本県が緊急事態措置区域に指定されている期間中においては、県内の公立の施設等は**原則として休館又は利用の自粛を呼びかける**ものとする。

ただし、屋外施設、図書館、既に利用予約がある施設や販売済み前売り券がある展示等を実施している施設等については、イベント関連施設等に要請している営業時間短縮、規模要件等に沿った施設の使用や各施設の特性に対応する「業種別感染拡大予防ガイドライン」等を遵守するなど、感染防止対策を徹底したうえで開館を継続できるものとする。

また、各施設等の設置者が利用者の特性や利用形態等を考慮し、必要と判断したものについては開館を継続できるものとする。